

# 令和6年度 最上町空き家除却補助金（概要）

町内に存する老朽化した空き家を解体しようとしている所有者等に、解体工事費の一部を補助します。

補助額：補助対象経費等に1/2を乗じて得た額（上限80万円）

## ○対象空き家：下記全てに該当する空き家

- (1) 町内に所在するもの
- (2) 当該建築物の過半が住宅として使用されていたもの
- (3) 住宅の不良度の測定基準（住宅地区改良法施行規則別表第一）による評点の合計が100点以上であるもの
- (4) そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められるもの
- (5) 建築物が複数人の共有である場合は、その共有者全員から当該建築物の除却についての同意を得られているもの
- (6) 所有権以外の権利が設定されていない建築物であるもの。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合で、当該権利の権利者から除外についての同意を得られているときは、この限りではない。
- (7) 建築物の所有者と当該建築物が所在する土地の所有者が異なる場合は、当該土地の所有者から当該建築物の除却について同意を得られているもの
- (8) 最上町空き家等対策協議会<sup>(※)</sup>で補助金交付の承認を得たものであること

※町の空き家対策について検討する協議会

## ○補助対象者：下記全てに該当する方

- (1) 空き家の所有者である方、またはその相続人である方
- (2) 現在、町外に住所を有する方
- (3) 町税等の滞納がない方
- (4) 暴力団関係者でない方

## ○補助対象経費：下記のいずれかに該当するもの

- (1) 建築物の解体に要する工事費
- (2) 建築物の解体により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費
- (3) 周囲への安全を確保する上で、建築物の解体及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等に要する経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、建築物の解体に要する諸経費

### 【本補助金担当】

最上町役場 総務企画課 まちづくり推進室 TEL0233-43-2261

メール: machizukuri@town.mogami.lg.jp

〒999-6101 山形県最上郡最上町大字向町 644

## 補助申請の流れ

### ①事前調査申請

事前調査申請があった空き家について、町が老朽度についての現地調査及び所有者の確認を行います。

**事前調査受付期間 令和6年7月31日(水)**

※共有者がいる場合、または相続人が複数いる場合、この段階までに解体についての同意確認をお願いします。

(補助対象事業決定後、同意が必要となる方全てについて同意書への署名・捺印が必要となります。)

最上町空き家等対策協議会での審査

8月中

補助対象事業とするかの可否について、最上町空き家等対策協議会で審議し決定します。

### ②交付申請

8月下旬～9月中旬

協議会で、補助対象事業として決定された解体工事について、工事着工前に交付申請を行っていただきます

※この段階で、共有者がいる場合、または相続人が複数いる場合、解体についての同意が必要となります。

※工事費の見積もりの提出が必要となります。

交付決定

9月中

着工

※交付決定後に着工をお願いします。

決定前に着工された工事については補助対象外となります。

※交付決定後120日以内に解体工事完了をお願いします。

### ③実績報告

補助金額確定

### ④補助金請求

補助金支払い